

(談話) 旧優生保護法に対する最高裁大法廷の違憲判決について

2024年7月4日

全国地域人権運動総連合事務局長 新井直樹

「不良な子孫の出生防止」を掲げた旧優生保護法(1948～96年)による不妊手術を強制された被害者が国を相手取り損害賠償を求めていた裁判の上告審で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)は3日、旧法と手術は憲法13条(個人の尊重)と14条(法の下での平等)に違反するとして原告全面勝訴の判決をくだしました。札幌、東京、大阪各高裁の原告勝訴判決4件で国の上告を棄却し、原告敗訴の仙台高裁判決を破棄、差し戻しました。

手術を強制された被害者たちは、子どもをつくれない身体にされただけでなく、法律で「劣った子孫」とされました。このことは、国家が「障害者を劣った存在として根絶やしにしてかわないとする」優生思想を教育現場をはじめ社会に広げ増長してきたもので、障害のある人への差別を容認する社会の原因ともなりました。国会や政府は立法行為を断罪した今回の歴史的判決を真摯に受け止めて、過ちの総括をすすめ、国民に差別解消を義務と押しつけず、障害者の権利拡充にむけた政府の取り組みを強めるべきです。

判決は、国の責任が20年で消えたとすることは、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができ」ず、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」として国の言い分を認めませんでした。最高裁判所が、国による非人道的な人権侵害行為を直視し、人権保障の砦としての役割を果たしたものです。

この判決は、25000人とも言われる被害を受けた多くの人びとのうち、11人について出されたものですが、国の旧優生保護法と強制不妊手術が憲法に違反する人権の侵害であり、国は今なおその責任を取っていないことを指摘しました。これまで声を上げることができなかった多くの被害者についても国が責任をもって被害実態の調査や速やかな全面的救済が求められます。

私たち全国地域人権運動総連合(「全国人権連」)も地域社会に人権を確立する立場から、困難を抱えながらも憲法実現の運動を進めてこられた方々に敬意を表するとともに、判決を支持する多くの人々と連帯して、全ての優生手術被害者の被害回復及び障害者権利条約の実現に向けた取り組みを強めるものです。